

3 報告事項（１）ウ 学習者用端末の運用状況（回線使用量）

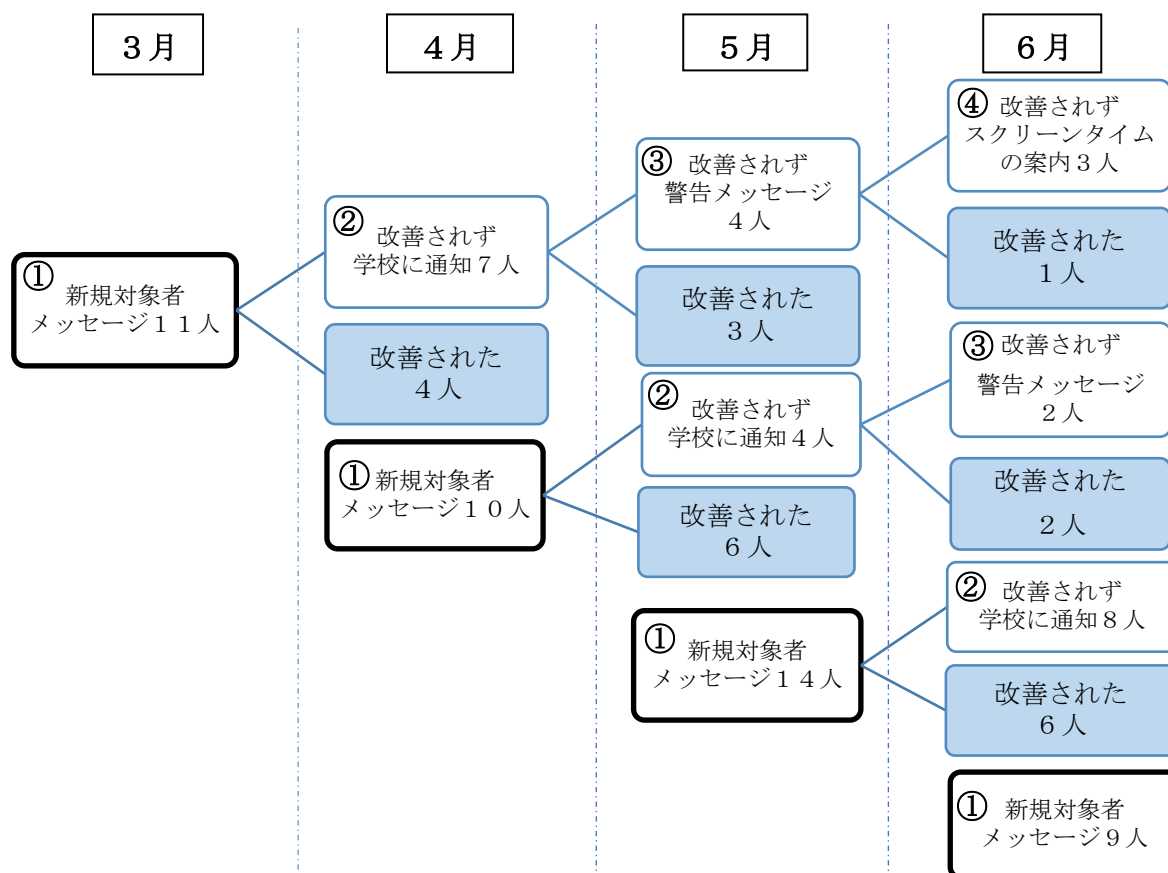
1. 使用量の多い児童生徒に対する基本的な対応方針

- (1) 一ヶ月の通信量が 2 0 0 GB 以上だった児童生徒
 (2) ニヶ月連続で通信量が 1 0 0 GB 以上だった児童生徒

(1) (2) のいずれかに該当する児童生徒には、以下の①～④を段階的に対応している。

- ① 注意喚起のメッセージをタブレットに送信
 ② 学校への通知
 ③ 警告的メッセージをタブレットに送信
 ④ 保護者に対し、スクリーンタイム（i P a d の利用制限機能）の案内

2. 令和 4 年 3 月以降の対応数と改善状況



通信量の状況（小・中・特支・高合計 24,933 回線）

※市全体の契約通信量 124,665GB/月（1人 5GB/月）

令和 3 年度	通信量 (GB)	使用率
R 3・4 月	3 0, 4 0 7	2 4 %
5 月	4 6, 7 3 2	3 7 %
6 月	5 6, 1 3 8	4 5 %
7 月	6 0, 1 9 0	4 8 %
8 月	5 7, 6 8 2	4 6 %
9 月	8 2, 0 5 7	6 6 %
1 0 月	7 4, 0 1 4	5 9 %
1 1 月	6 8, 1 3 7	5 5 %
1 2 月	6 4, 4 2 7	5 2 %
R 4・1 月	5 7, 5 6 3	4 6 %
2 月	6 2, 3 6 0	5 0 %
3 月	5 5, 7 6 0	4 5 %

3. 今後の対応等について

左記の対応を一段階進めるごとにおよそ半数程度の児童生徒に改善が見られる。対応を開始した昨年 9 月の新規対象者は 4 9 名で、現在は毎月 1 0 名前後と減少してきている。

2 月から④スクリーンタイムの案内がはじまり、児童生徒自身での改善が難しい場合等に、家庭の協力を得て個別対応することで改善されたケースが増加してきている。（6 月末時点で、のべ 1 5 名に対応を実施）

今後も本対応を継続するとともに、青少年課と連携しながら、児童生徒の適切な使用方法についての指導を進めていきたい。